

◎特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律

(平成三〇年一二月一四日法律第一〇三号)(衆)

一、提案理由(平成三〇年一二月四日・衆議院本会議)

○亀岡偉民君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

まず、特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律案について御説明申し上げます。

本案は、特定興行入場券の不正転売を禁止するとともに、その防止等に関する措置等を定めることにより、興行入場券の適正な流通を確保し、もって興行の振興を通じた文化及びスポーツの振興並びに国民の消費生活の安定に寄与すること等を目的とするものであり、その主な内容は、興行入場券のうち、興行主の同意のない有償譲渡の禁止を明示する等の要件を満たした入場券を特定興行入場券として、不正転売及び不正転売を目的とした譲受けを禁止するとともに、違反した者に対する罰則を定めることなどであります。

本案は、去る十一月三十日、文部科学委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

なお、本委員会におきまして、本案に関し、特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する決議が行われましたことを申し添えます。

……………(略)……………

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○決議(平成三〇年十一月三〇日)

近年、音楽コンサートを中心とするライブ・エンタテインメントの市場規模が大きく拡大してきている一方、その入場券が転売目的で購入され、興行主の同意を得ずに定価を大幅に超える価格で第三者に転売される例が後を絶たず、興行入場券の適正な流通が阻害されていること等が大きな問題となっている。

このような転売行為については、各都道府県の条例等に違反するとして摘発された事例もあるところであるが、最近においては、インターネット上の転売仲介サービス等を通じた興行入場券の転売行為が横行しており、現行法令では十分に対応できない状況にある。

このような状況を踏まえ、今般、「特定興行入場券」の不正転売を禁止するとともに、その防止等に関する措置等を定めることにより、興行入場券の適正な流通を確保し、もって興行の振興を通じた文化及びスポーツの振興並びに国民の消費生活の安定に寄与すること等を目的とする「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律案」を起草する運びとなった。

政府は、同法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 同法の目的が確実に達成されるよう、文部科学省をはじめ、消費者庁、経済産業省、法務省、警察庁、内閣官房、内閣府、総務省その他の関係行政機関が緊密な連携を図ることにより、事務の円滑な実施を担保すること。
 - 二 同法に規定される事務の実施に万全を期すため、政府全体として必要な体制を整備すること。
- 右決議する。

二、参議院文教科学委員長報告（平成三〇年一二月八日）

○上野通子君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

両法律案は、いずれも衆議院文部科学委員長提出によるものであります。

まず、特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律案は、特定興行入場券の不正転売を禁止するとともに、その防止等に関する措置等を定めることにより、興行入場券の適正な流通を確保しようとするものであります。

委員会におきましては、趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

（注）　衆議院においては、委員会の審査は省略された。